《国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出時に提出してください。》

健康保険・厚生年金保険　資格取得(喪失)連絡票

健康保険・組合の保険者名		国保・国民年金用
健康保険・組合の保険者番号		
被保険者記号番号		
基礎年金番号		

住所	☐ 多治見市 ☐　　町　　丁目　　番地			
被保険者	氏　名	生 年 月 日	健保等の資格を取得した年月日	健保等の資格を喪失した年月日
		昭・平 ・　・	令和　年　月　日	令和　年　月　日 **（退職日の翌日）**

被扶養者	氏　名	生 年 月 日	続柄	被扶養者の認定日・抹消日	被保険者退職以外の時の抹消理由
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	

上記のとおり異動がありましたので連絡します。

令和　年　月　日

所在地

事業所　名　称

代表者

連絡電話　　担当者

お届けはお早めに！（14 日以内にお届けください）

退職（健康保険任意継続被保険者になられた方は期限の満了時）・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14 日以内に届出をする必要があります。

国民健康保険組合の加入者は、その組合への届出になります。

届出が遅れた場合でも、保険料は資格を取得・喪失した時点までさかのぼります。また、医療費の全額が自己負担になる場合があります。

退職して社会保険を喪失した場合

① それまで加入していた保険の任意継続被保険者制度を利用する

② 配偶者、親または子などの加入している社会保険の被扶養者になる

③ 国民健康保険に加入する

という３つの選択肢があります。①②については、保険者にお問い合わせください。

＜持　ち　物＞

□　健康保険等の資格異動証明書または離職票
（その他、資格異動日のわかるもの）

□　マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード※（世帯主および対象者のものが必要）
※　通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバーを証明する書類として使用可。

□　本人確認できるもの（運転免許証など）

・・・・・振替口座の登録がない方・・・・・
（市内に本支店のある金融機関に限ります）

□　預貯金通帳など口座番号の確認ができるもの

□　金融機関届出印
※保険料の納付は原則、口座振替となります

・・・以下は、お持ちの方がいる場合、必要となります・・・

□　基礎年金番号がわかるもの（20 歳～59 歳の方）

□　雇用保険受給資格者証

□　子ども医療受給者証（高校３年生までの方）

□　福祉医療費受給者証

□　在留カード・特別永住者証明書

□　母子健康手帳(出生の場合)

□　委任状（別世帯の方が代理人になる場合）

□　その他（　　）

《国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出時に提出してください。》

記入例

保険・厚生年金保険　資格取得(喪失)連絡票

健康保険・組合の保険者名	全国健康保険協会　○○支部	国保・国民年金用
健康保険・組合の保険者番号	00000000	
被保険者記号番号	0000000　00000	
基礎年金番号	0000　0000000	
住所	☑ 多治見市 □ ○○　町　○　丁目　○　番	

取得年月日または喪失年月日は
該当する方に
日付を記入してください。

	氏　名	生 年 月 日	健保等の資格を取得した年月日	健保等の資格を喪失した年月日
被保険者	○○　○○	昭・平 ○・○・○	令和○年○月○日	令和○年○月○日 **（退職日の翌日）**

	氏　名	生 年 月 日	続柄	被扶養者の認定日・抹消日	被保険者退職以外の時の抹消理由
被扶養者	○○　○○	昭・平・令 ○・○・○	○	令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	
		昭・平・令 ・　・		令和　年　月　日	

被保険者本人の退職以外で、
被扶養者の資格を抹消した時は、
ご記入ください。

上記のとおり異動がありましたので連絡します。

令和○年○月○日

所在地　多治見市○○町○丁目○番地

事業所　名　称　○○　株式会社

代表者　○○　○○

連絡電話　0572-22-0000　　担当者　○○

記入された内容について
問い合わせする場合があります。
連絡票を作成した部署の
電話番号をご記入ください。

お届けはお早めに！（14 日以内にお届けください）

退職（健康保険任意継続被保険者になられた方は期限の満了時）・　　に上り国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14 日以内に届出をす

国民健康保険組合の加入者は、その組合への届出になります

届出が遅れた場合でも、保険料は資格を取得・喪失した時点　　の全額が自己負担になる場合があります。

退職して社会保険を喪失した場合
④ それまで加入していた保険の任意継続被保険者制度を利用する
⑤ 配偶者、親または子などの加入している社会保険の被扶養者になる
⑥ 国民健康保険に加入する
という３つの選択肢があります。①②については、保険者にお問い合わせください。